

令和 7 年度水戸市公営企業会計決算審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の種類

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項に基づく決算審査

2 審査の対象

- (1) 令和 7 年度水戸市水道事業決算
- (2) 令和 7 年度水戸市下水道事業決算

上記決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

3 審査の期間

令和 8 年 6 月 12 日から同年 8 月 7 日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和 2 年水戸市監査委員告示第 1 号）にのっとり、決算書類及び決算附属書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係諸帳簿との照合及び計数の確認を行うとともに、7 月 7 日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

5 審査の結果

1 から 4 までのとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

(1) 水道事業会計

ア 有収率の向上について

有収率(配水量がどの程度収益につながっているかを示す割合)は87.2%となり、前年度と比較して1.0ポイント低下した。これは、漏水等の増加ではなく、料金徴収の対象とならない事業用水量が前年度と比較して約36万5,000m³増加し、配水量に占める割合も0.9%から2.0%に上昇したことが主な要因である。

事業用水量の増加は、気温上昇による残留塩素の低下や那珂川の渇水による水質悪化に対応するため、管路の洗浄回数や排水量を増やしたことによるものであるが、有収率にも影響を及ぼすことから、引き続き、水質管理体制の強化を図るとともに、浄水処理手法や洗浄・排水方法の検討を進め、事業用水量の適正管理に努められたい。

一方、漏水量等は、前年度と比較して22,300m³減少しており、令和6年度から導入した人工衛星画像解析と音聴等による現地調査を組み合わせた漏水調査などの取組に一定の成果があったものと考えられる。引き続き、計画的かつ効果的な漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見・早期修繕により、有収率の向上に努められたい。

イ 未収金の縮減について

水道料金の未収金については、滞納初期における給水停止の適切な執行や、回収困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託するなどの取組が進められているものの、当年度の未収金は約2億1,700万円となり、前年度と比較して約500万円の減少にとどまった。

令和8年度から水道料金等徴収業務の受託者が変更されたことから、新たな受託者との情報共有や連携体制を早期に確立し、これまでの収納対策の継続性を確保するとともに、未納者の実情に応じた収納対策を効果的に実施し、引き続き未収金の縮減に努められたい。

また、水道料金の収納方法については、口座振替が減少する一方、クレジットカード納付、スマートフォン決済等が増加している。利用者の利便性向上は、収納率の維持向上に資する一方、収納方法によっては手数料負担の増加にもつながることから、口座振替への移行促進を基本としつつ、各納付方法の利用状況、収納率、手数料負担等を比較検証し、利便性を確保しながら、収納事務の効率化と経費の抑制に努められたい。

ウ 水道ビジョン等に基づく持続可能な経営基盤の確立について

令和7年度の経営状況を見ると、当年度純利益は約3億9,400万円となり、営業費用の増加等により、前年度と比較して約1億4,800万円減少した。また、経常収支比率は106.9%となり、健全経営の水準とされる100%を上回ったものの、料金回収率は99.0%となり、給水に係る費用を給水収益で賄えている状況を示す100%を6年ぶりに下回る結果となった。

料金回収率の低下は、給水原価が上昇した一方で、給水収益の伸びが限定的であったことが主な要因である。給水原価の上昇は、河川の水質悪化に伴う薬品費の増加、物価高騰、利率の上昇及び減価償却費の増加によるものであり、今後も改良事業への投資に伴う減価償却費や支払利息の増加が見込まれる。さらに、人口減少や節水型機器の普及等により、給水収益の大幅な増加が見込めない中で、老朽化した水道施設の更新や耐震化対策を継続していく必要がある。

アセットマネジメント2025においては、施設の更新や耐震化等に必要な事業費が15年間で約610億円、40年間で約2,033億円と試算されている。安定した経営基盤を維持していくためには、

中長期的な財源見通しを踏まえ、施設の状態や重要度・優先度に応じた計画的な更新を進めるとともに、水需要の減少を見据えた施設規模・配置の適正化に取り組むなど、より合理的で効果的な事業運営を図ることが重要である。

今後は、料金回収率の低下要因について、給水原価の上昇と給水収益の動向の両面から継続的に分析し、経費の節減及び業務の効率化を進めるとともに、引き続き、企業債残高の適正管理と料金水準の検証に取り組む必要がある。あわせて、更新需要の増大や業務内容の変化に対応するため、業務執行体制の点検を行うなど、事業運営の実効性を高め、水道ビジョンに基づき、安全でおいしい水を安定的に供給できる持続可能な経営基盤の確立に努められたい。

(2) 下水道事業会計

ア 水洗化率の向上について

水洗化率(下水道が整備された区域内の人口のうち実際に下水道に接続している人口の割合)は前年度と同率の88.5%となり、依然として全国平均を下回っている状況にある。

水洗化率の向上は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に加え、収益の確保にもつながる重要な取組である。令和7年度から下水道切替工事補助制度が開始されたが、初年度の実績は予算額に比べ低い水準にとどまっており、未接続世帯への周知と利用の促進が課題である。

今後とも、未接続の理由を把握した上で、各世帯の実情に応じた説明や相談を丁寧に行うとともに、補助制度の内容や接続による効果等について、広報紙、ホームページのほか、戸市下水道工事指定店等を通じた周知を図り、水洗化率の向上に努められたい。

イ 下水道事業の広報について

下水道事業は、市民生活を支える重要なインフラである一方、人口減少や節水型機器の普及等により、将来的に使用料収入の大幅な増加を見込むことは難しい状況にある。また、建設後、長期間を経過した管渠・処理施設の更新や耐震化に加え、道路陥没事故等を未然に防止するための維持管理など、今後も多額の投資が必要となることが見込まれる。

こうした下水道事業の現状や課題については、市民にとって身近な問題として理解されにくい面があることから、今後は、広報紙やホームページでの情報発信のほか、イベントやマンホールカード等を活用し、下水道の役割や接続の必要性、老朽化対策等を分かりやすく伝えるなど、市民の理解を深める広報活動に積極的に取り組まれたい。

ウ 下水道施設の老朽化対策の推進について

下水道施設については、建設後、長期間を経過した管渠や処理施設が増加しており、老朽化に伴う機能低下や道路陥没事故等のリスクへの対応が重要となっている。

令和7年度においては、市内で発生した道路陥没事故の本復旧に向けた対応が進められたほか、管路点検カメラの導入や職員による日常点検の強化など、管路施設の維持管理の充実が図られている。また、令和8年度には下水道管路維持課が新設され、老朽化対策を組織的に推進する体制が整備されている。

今後とも、ストックマネジメント計画に基づき、効果的かつ効率的な点検・調査を継続的に実施し、劣化の状況や緊急性、事故が発生した場合の市民生活や交通への影響等を踏まえ、修繕・改築等を計画的に進め、老朽化対策の推進に努められたい。

エ 経営の健全化に向けた経営基盤の確立について

令和7年度の経営状況を見ると、経常収支比率は102.6%となり、健全経営の水準とされる100%を上回ったものの、経費回収率は98.9%となり、前年度より改善しているが、汚水処理に係る費用を使用料で賄えている状況を示す100%を下回っており、維持管理費の高騰や施設の更新需要を踏まえると、依然として厳しい経営状況にある。

下水道部では、「水戸市下水道事業経営戦略(第2期)」に基づき、経営の健全化に取り組んでいるところであるが、安定した下水道サービスを継続して提供するためには、接続促進等による使用料収入の確保と、維持管理費をはじめとする費用の削減に取り組み、経営基盤の強化を図ることが重要である。

今後においては、経営戦略に基づき、下水道使用料等の未収金の縮減、収納率の向上、経費の節減及び業務の効率化に取り組むとともに、より有利な国等の補助制度や起債制度の活用を図りたい。

また、汚水処理に係る経費に対して使用料収入が不足している状況を踏まえ、市民生活等への影響に配慮しつつ、より適切な受益者負担の在り方について、計画的に検討を進め、持続可能な経営基盤の確立に努められたい。